

# 「建築設計の資格制度」はどう設計されるべきか? 乱立する派生資格を再考せよ

江原幸壹

木の建築設計

2005年の耐震偽装事件は、国会での活劇を含めて連日ワイドショーで報道され、大きな社会問題となっただけでなく、建築界を震撼させた。構造計算書偽装問題対策を検討している最中にも各地で次々と同様の耐震偽装事件が発生した。

国土交通省は、以前から確認審査制度の欠陥を指摘されていたが長年放置し続けていた。同省は国民からの批判をかわすために耐震偽装事件でヒステリック状態にある国民や国会議員を頼みに建築関連法規の一斉改正を行った。2007年に建築確認・検査の厳格化をうたった改正建築基準法を施行した。この改正は経済産業省が認めたように国土交通省による「官製不況」を招き、本当の意味で建築界を震撼させた。統いて2008年に建築士法を改正し、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を導入した。2009年には今後の欠陥住宅の被害者が救済されるように住宅の瑕疵保険制度を始めた。

一連の建築関連法規の改正と新設の強行は、その目的と効果の不整合が徐々に明らかになってきている。現場を知らない「建築確認・検査の厳格化」は「官製不況」を招き、その反省から主旨を骨抜きにする緩和処置が行われた。既存不適格物件を多量に生み出した影響は大きく、緩和処置後も金融機関の既存建物の査定の厳格化により融資規制がいまだに厳しく、新設、リフォーム工事の件数が伸び悩んでいる。この金融機関の融資規制は政治主導ですぐに解消す

べきである。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士制度は建築業界の思惑とはまったく違う制度ができあがってしまったので、建築士の待遇の改善も建築物の質の向上にも役立っていない。構造設計一級建築士制度の創設前後では構造設計において業務の変化はないようである。一方、これを機会に多くの構造設計の携わる建築士が廃業してしまったようだ。「適合性判定」も制度導入前に期待された要のピア・チェック(二重チェック)も実現できていない。独占禁止法抵触されずの「大臣認定構造計算プログラム」は結局バグが多くて使い物にならないで終わってしまった。

設備業界では建築設備士の活用と待遇改善を求めて制度の新設に期待を持っていたが、現実にそぐわずにハードルを高くしてしまった。設備設計一級建築士が関わる物件数は限られているので活躍の場は少ない。多くの建築設備士は設備設計一級建築士制度の新設によって実務上の変化はほとんどない。建築設備士の関与が義務化されていないので待遇改善にもなっていない。建築設備士にとって設備設計一級建築士取得の目標ができたことが唯一、モチベーションになっている。

瑕疵担保保険では担当行政官の意に反して、当初伝統的構法の木造住宅を対象外としていたが、伝統的構法を実践している実務者の努力が実ってようやく保険の対象になった。しか

2005年の耐震偽装事件以降、建築資格をめぐる議論は迷走の一途をたどっている。廃業を誘導した構造設計一級建築士、業務の改善につながらない設備設計一級建築士——国家資格化するための根拠が見えづらいこれらの資格を、いかに見直すべきなのか?

し、「供託」を設けたために「保険」が強制にならず、工務店が瑕疵担保保険に入らざり施工したために保険適用を受けられない建築主が出てしまっている。

このように建築関連法規の改正の強行はことごとく失敗している。

## 原点を見失った窮屈な制度改革

このような状況にあって、日本建築士会連合会と日本建築家協会は現在の建築士制度とは違う「建築設計の資格制度」の推進をはかっている。日本建築士連合会は「専攻建築士」を設け、CPD(研修プログラム)によって研鑽をしている。日本建築家協会は「登録建築家」という建築家資格制度を導入してCPD(研修プログラム)を行っている。

どちらも消費者が安心して依頼できる研鑽を積んだ建築設計の専門家を選択できることを目的としている。しかし、実際に消費者のニーズがあるかどうか筆者はデータを持ち合わせていない。既存の建築士制度をベースにするかどうか、社会的制度か法制度かという資格のあり方に対するアプローチが若干違うが、双方ともいざれ統合を視野に入れて制度を維持している。

資格制度の法制度化は、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士制度の創設においても当初の目的と効果の乖離が明らかになったよう

に、本来建築行為という技術と技能に裏付けられた自由な行為を目指すつもりが、法律によって窮屈な資格になりうることを忘れてはならない。

これらの「建築設計の資格制度」はもともと制度創設の発想の原点が消費者である国民や一般的の建築士ではないために、国民全般に認知される形での社会制度化は難しい。

頻繁に引き合いに出される医師も弁護士も、それ以上専門分野ごとの資格制度の導入が検討されていないのに、建築士だけ騒ぎ立てているのはそれこそ「タコツボ型」ではないのではないだろうか。

医師22万人、弁護士2万7千人に比べ、一級建築士33万人、二級建築士70万人、木造建築士1万5千人である。このうち、実務として設計に携わっているのは6~7万人といわれている。「登録建築家」の登録者数2千2百人(2010年11月)、「専攻建築士」登録者数1万7千人(2010年4月1日)である。国民のニーズに関係なく、団体の生き残りと建築家の差別化は必要であろう。

「建築設計の資格制度」の法制度化は、制度の定着をはかるか、法制度によって縛られるかを充分に検討すべきだが、いずれにしても、国土交通省にとっても、建築士の資格試験を行っている資産46億円の(財)建築技術教育普及センターにとっても、歓迎されるに違いない。②